

平成 21 年 1 月 9 日

お知らせ

岡山河川事務所

## 河川維持工事と他工事の主任技術者の兼任について

河川維持工事の施工範囲内において、当該請負工事と密接な関連のある他工事の主任技術者を兼ねて施工管理することは可能です。

専任の主任技術者を必要とする建設工事については、建設業法施行令第 27 条 1 項で「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事で、工事一件の請負代金の額が 2,500 万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、5,000 万円）以上の場合」と規定されています。

また、同条 2 項で「1 項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる」と規定されています

河川維持工事は、年間を通して小さな補修作業等を短時間で実施するものであるため、上記 2 項の対象工事となります。よって、原則として当該河川維持工事の施工範囲内において、当該請負工事と密接な関連のある 2,500 万円未満の他工事の主任技術者は兼ねることができますので、留意して下さい。

なお、兼任を認められない工事がありますので、発注者の判断を得て下さい。  
(別紙－2 参考)

# 河川維持工事と他工事の主任技術者の兼任について



公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。(建設業法施行令第27条2項)

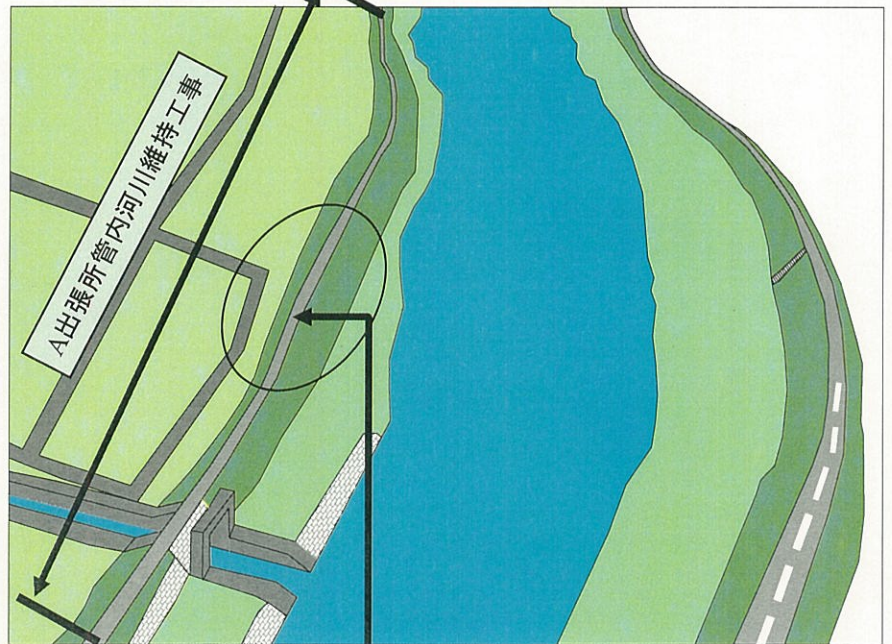
年間を通して実施する河川維持工事は監督職員の指示により、小さな補修作業等を短時間で実施するものです。このため、年間を通して実施する河川維持工事の施工範囲内において、当該請負工事と密接な関連のある他工事の主任技術者を兼ねて施工管理することは可能です。(発注者は同一又は別々のいずれでも可。)

A出張所管内河川維持工事  
発注者／国土交通省 △△河川事務所



河川維持工事  
(工事内容)  
除草、状況把握、法面補修、階段補修、天端補修、水質事故対応、護岸補修(特定箇所の大規模な工事は除く)、樹木伐採、塵芥処理等

A主任技術者



B築堤工事  
発注者／国土交通省 △△河川事務所



B主任技術者

## 同一の業者が両工事を請け負った場合の主任技術者配置例

A出張所管内  
河川維持工事

B築堤工事

【例1】別々に主任技術者を配置

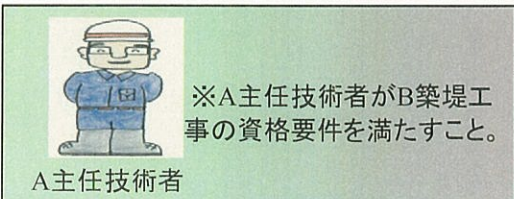


A主任技術者



B主任技術者

【例2】A主任技術者が両工事を兼任



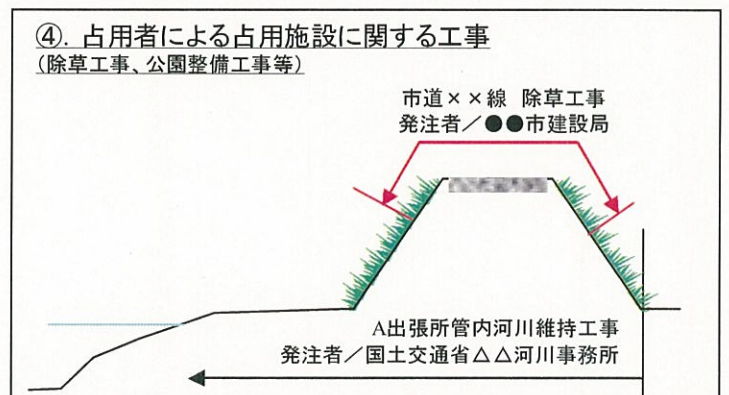
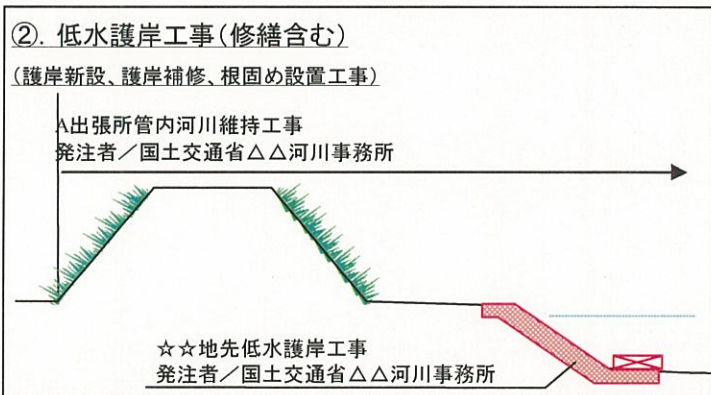
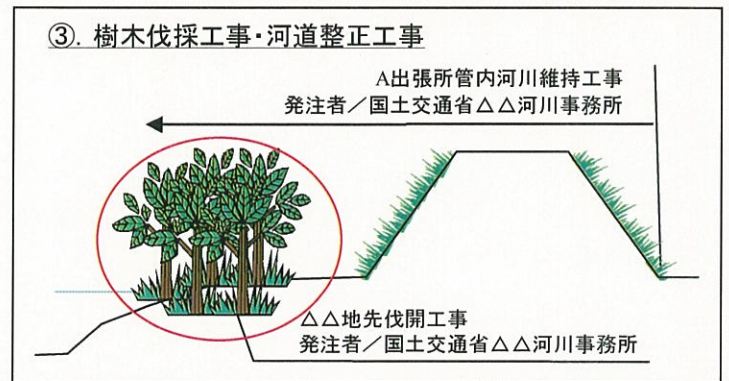
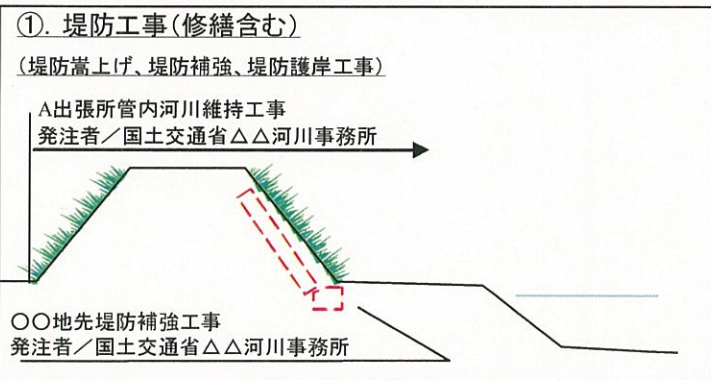
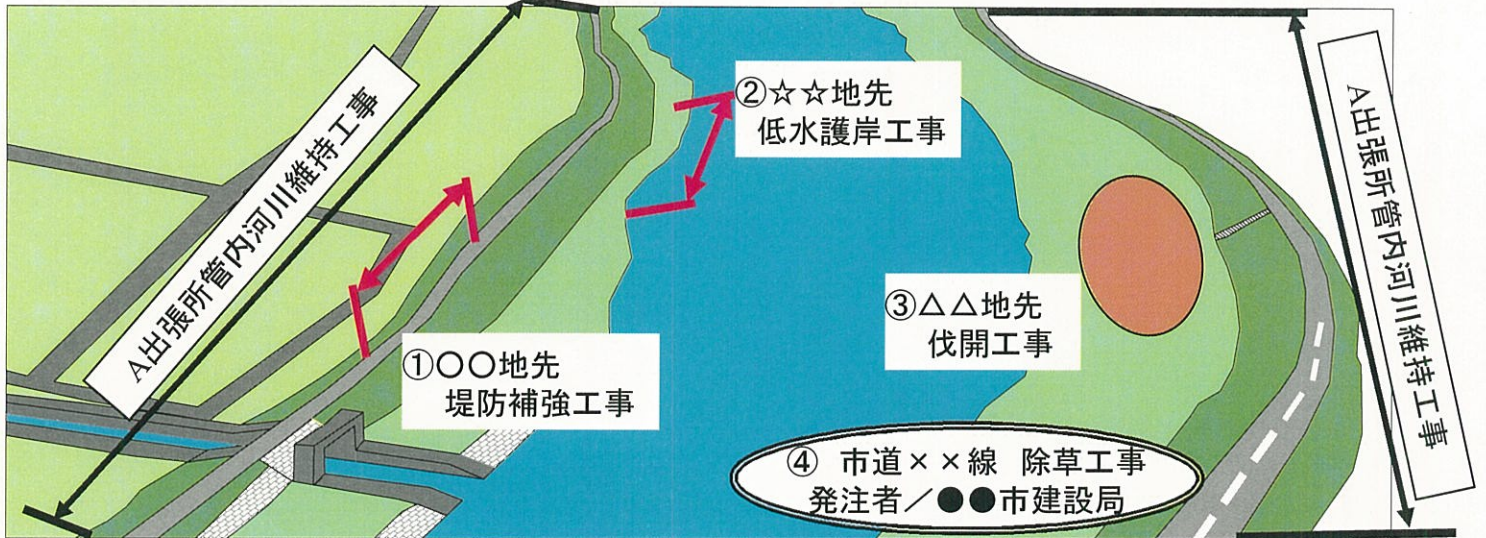
A主任技術者

※A主任技術者がB築堤工事の資格要件を満たすこと。

## 河川維持工事と他工事の主任技術者の兼任事例

河川維持工事と他工事の兼任について、下記のような事例があります。

※兼任を認める工事は、兼任となった場合でも施工管理上支障の無いことを発注者が判断します。



## 河川維持工事と他工事の主任技術者の兼任を認めない事例

下記の他工事については河川維持工事との兼任ができませんのでご注意ください。

1. 監理技術者の設置が必要な工事
2. 河川区域内の工事のうち、施工管理が著しく困難な工事  
例) 橋梁、堰、水門、揚排水機場、伏せ越し、鉄塔、上下水道管設置工事等(但し、取り付け護岸は除く)
3. 河川区域外に係る工事

## 問 専任の監理・主任技術者が必要な工事とは

公共性のある工事では、工事一件の請負金額が**2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）**以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。なお、専任技術者の配置は下請工事であっても必要です。

### 公共性のある工事とは

- ①国、地方公共団体の発注する工事
- ②鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用施設等の公共工作物の工事
- ③学校、デパート、事務所等のように多数の人が利用する施設の工事等をいい、個人住宅を除いてほとんどの工事が対象となります。

### ◆公共性のある工作物に関する重要工事◆

請負金額 **2,500万円（建築一式工事は5,000万円）**以上の  
**個人住宅を除く**ほとんどの工事 ※いわゆる民間工事も含まれます。

### 「工事現場ごとに専任」とは

**専任**とは、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないことを意味し、**元請・下請に関わりなく**、常時継続的に工事現場に置かれていることが必要です。

- ◆現場に常駐
- ◆他の現場との兼任不可



専任技術者

### （注意）

**「営業所の専任技術者」**は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができないことに注意しよう!!

「営業所専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことがその職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、技術者の専任性が求められない工事であって、①当該営業所で契約締結した建設工事で、②当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合には、兼務することができます。

（全ての条件を満たす必要があります。）